

**航空機局等の  
無線設備等保守規程の認定に係る  
申請ガイドライン  
(第3版)**

**令和6年3月**

**総務省 総合通信基盤局 電波部  
基幹・衛星移動通信課**

# 目 次

第 1 章 無線設備等保守規程の認定制度.....	1
1-1 無線設備等保守規程の認定制度の概要.....	1
1-2 対象無線局.....	2
1-3 点検・保守間隔.....	2
1-4 無線設備等の点検その他の保守の実施状況の報告.....	2
1-5 認定の取り消し.....	2
第 2 章 無線設備等保守規程の認定申請手続き.....	4
2-1 無線設備等保守規程の認定申請.....	4
2-2 無線設備等保守規程の認定申請の提出先.....	5
2-3 申請様式及び提出部数.....	5
2-4 無線設備等保守規程の変更手続き.....	6
2-5 無線設備等保守規程の廃止手続き.....	8
2-6 相続等に関する地位の承継手続き.....	9
2-7 無線設備等保守規程に係る申請手数料.....	9
第 3 章 無線設備等保守規程.....	10
3-1 無線局の免許の番号及び航空機名.....	10
3-2 施設の概要.....	10
3-3 組織の概要.....	10
3-4 信頼性管理の目標値又は管理値.....	11
3-5 点検その他保守の実施方法.....	11
3-6 点検その他の保守の間隔.....	11
3-7 品質管理の概要.....	11

3-8	技術的情報の維持・管理の概要	12
3-9	信頼性管理における分析と処置対策の概要	12
3-10	点検保守業務等の一部委託の場合	12
3-11	点検保守業務の実施計画	13
第4章	実施状況等の報告	14
4-1	無線設備の分類	14
4-2	電気的特性の点検の実施状況及び実施計画	14
4-3	総合試験の実施状況及び実施計画	15
4-4	点検その他の保守の実施結果に基づく不具合状況	16
4-5	信頼性管理における分析と処置対策の実施状況	16
○	FAQ（よくある質問）	17
参考資料		18
1	電波法関係規定（認定制度関係部分）	18
2	申請・届出等様式	22

# 第1章 無線設備等保守規程の認定制度

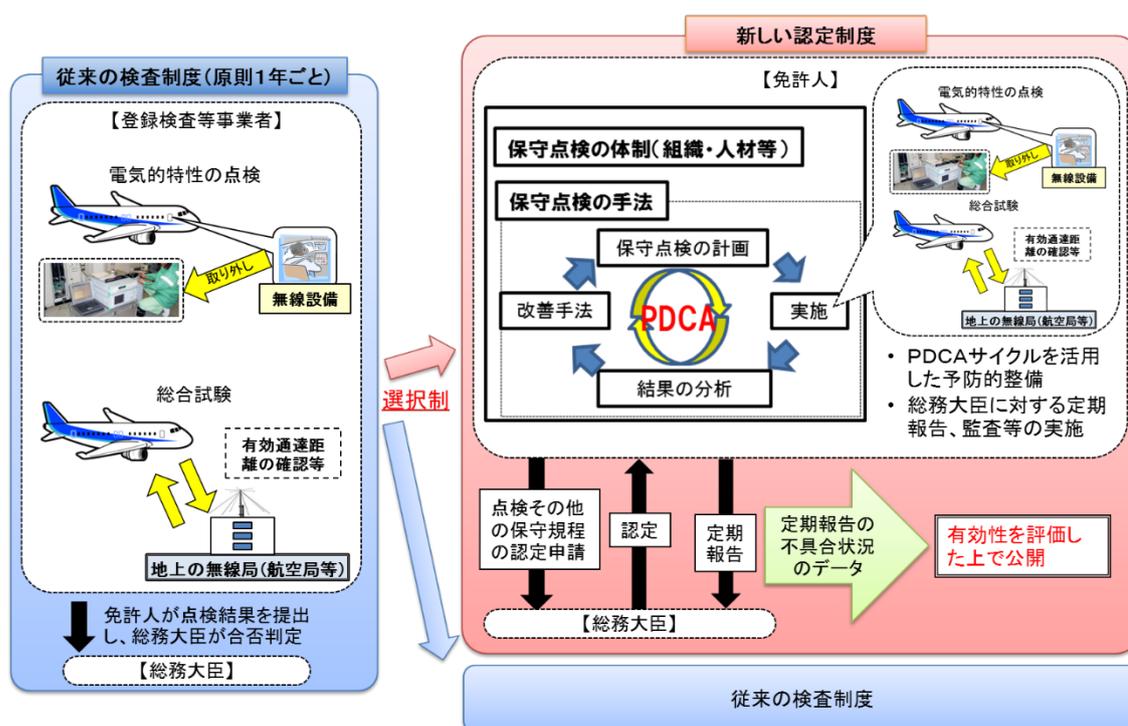
## 1-1 無線設備等保守規程の認定制度の概要

平成 29 年の電波法及び電気通信事業法の一部改正に伴い、航空機局等の免許人が無線局の基準適合性を確保するための無線設備等の点検その他保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、総務大臣の認定を受けて無線局の無線設備等の点検その他保守を実施する新たな認定制度が平成 30 年 8 月 1 日に施行されました。

無線設備等保守規程の認定制度は、免許人が恒常的な無線局の基準適合性の維持を図るため、PDCA サイクルを活用した点検その他保守の実施方法を取り入れるとともに、毎年、無線設備等の点検その他保守の実施状況や不具合状況等の定期報告を行うことにより、無線局の基準適合性の確認間隔を拡大する制度です。

免許人は、無線局の基準適合性を確保するための無線設備等保守規程を作成し、総務大臣から認定を受け、当該規程に基づき、無線設備等の点検その他保守を実施することとなります。この場合、無線設備等保守規程の認定を受けた航空機局等については、電波法第 73 条第 1 項の定期検査の規定（航空機局の場合、原則 1 年に 1 回実施）は適用されないこととなり、無線設備の電気的特性の点検及び総合試験の点検間隔は、最大 5 年（一部の無線設備を除く。）まで拡大することが可能となります。

なお、無線設備等保守規程の認定制度を利用するかどうかは、免許人の判断によるものとなり、従来の定期検査との選択肢が設けられています。



## 1-2 対象無線局

無線設備等保守規程の認定の対象無線局は、以下のとおりです。

- (1) 航空機局
- (2) 航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

## 1-3 点検・保守間隔

電波法第 70 条の 5 の 2 第 2 項第 1 号の総務省令で定める、航空機局等に係る無線局の基準適合性の確認間隔は、電波法施行規則第 40 条の 2 の規定に基づき、無線局の種別に従い、それぞれ以下のとおりです。

局種	基準適合性の項目	確認間隔
航空機局	①無線従事者の資格及び員数	1 年
	②法第 60 条に規定する時計及び備付書類	1 年
	③無線設備	
	無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合	1 年
	電気的特性の点検	5 年
	総合試験	
	ATC トランスポンダ	2 年
航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機（個体識別コードの確認に限る。）	1 年	
その他	5 年	
航空機地球局	全ての項目（上記①～③）	2 年

## 1-4 無線設備等の点検その他の保守の実施状況の報告

認定を受けた航空機局等の免許人（以下、「認定免許人」という。）は、電波法第 70 条の 5 の 2 第 6 項に基づき、認定を受けた無線設備等保守規程に従って行う当該無線局毎の無線設備等の点検の実施状況を毎年 6 月末までに総務大臣に報告しなければならないとされているので、認定免許人は、各総合通信局無線通信部航空海上課若しくは無線通信課又は沖縄総合通信事務所無線通信課宛てに報告願います。

## 1-5 認定の取り消し

総務大臣は、電波法第 70 条の 5 の 2 第 7 項及び第 8 項に基づき、次に掲げる事項に該当すると認められる場合には、認定を取り消すことができるとされていますので留意願います。

- (1) 無線設備等保守規程が、総務省令で定める時期ごとに、認定を受けた航空機局等に係る無線局の基準適合性（※）を確認するものであること又は航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであることに適合しなくなった場合
- (2) 認定を受けた航空機局等の免許人が無線設備等保守規程の点検その他保守を行っていないことが認められる場合
- (3) 不正な手段により、無線設備等保守規程の認定又は変更の認定を受けた場合  
総務大臣は、上記の理由により、該当する航空機局等の無線設備等保守規程の認定を取り消した場合、当該免許人が受けている他の航空機局等の無線設備等保守規程の認定を取り消すことができる。

（※） 基準適合性とは、無線局の無線設備がその工事設計書に合致しており、かつ、その無線従事者の資格（電波法第 39 条第 3 項に規定する主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数が電波法第 39 条及び第 40 条の規定に、その時計及び書類が電波法第 60 条の規定にそれぞれ違反していないことをいいます。

## 第2章 無線設備等保守規程の認定申請手続き

### 2-1 無線設備等保守規程の認定申請

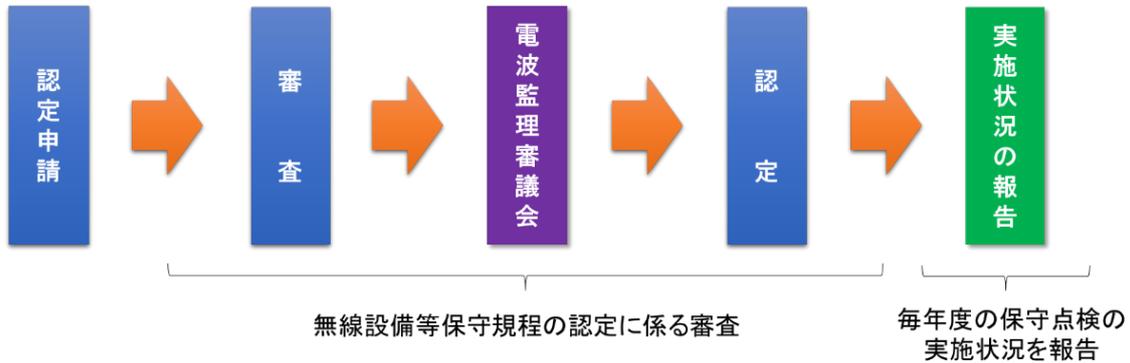
航空機局等の免許人は、総務省令で定めるところにより、当該航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するための無線設備等の点検その他の保守に関する規程（無線設備等保守規程）を作成し、これを総務大臣に提出してその認定を受けることができます。

無線局免許手続規則第25条の26第1項により、無線設備等保守規程には、次の事項を記載することとなっています。

- ① 無線設備等の点検その他の保守を行う無線局の免許の番号及び航空機名
- ② 無線設備等の点検その他の保守を行う施設の概要
- ③ 無線設備等の点検その他の保守を行う組織の概要
- ④ 無線設備等の点検その他の保守の信頼性管理の目標値又は管理値
- ⑤ 無線設備等の点検その他の保守の実施方法
- ⑥ 無線設備等の点検その他の保守を行う間隔
- ⑦ 無線設備等の点検その他の保守に関する品質管理の概要
- ⑧ 無線設備等の点検その他の保守に関する技術的情報の維持・管理の概要
- ⑨ 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の概要

無線設備等保守規程の認定申請手続きの流れは、以下のとおりです。認定申請は、既に免許を受けた無線局毎に申請が必要となります（免許人単位ではなく、無線局単位となります。）。

## 【申請から認定までの流れ】



## 2-2 無線設備等保守規程の認定申請の提出先

無線設備等保守規程の認定等に係る書類及び無線設備等の点検その他の保守の実施状況の報告の提出先は、その航空機局又は航空機地球局が設置されている航空機の定置場の所在地の場所を管轄する総合通信局長等に提出するものとする。管轄する総合通信局等の窓口は以下のとおりです。

総合通信局等名	担当課	電話番号	管轄地域
北海道総合通信局	航空海上課	011-709-2311 (内線：4634)	北海道
東北総合通信局	航空海上課	022-221-0653	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東総合通信局	航空海上課	03-6238-1748	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県
信越総合通信局	無線通信課	026-234-9982	新潟県、長野県
北陸総合通信局	無線通信課	076-233-4451	富山県、石川県、福井県
東海総合通信局	航空海上課	052-971-9178	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿総合通信局	航空海上課	06-6942-8540	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国総合通信局	航空海上課	082-222-3344	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国総合通信局	無線通信課	089-936-5021	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州総合通信局	航空海上課	096-326-7834	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合通信事務所	無線通信課	098-865-2305	沖縄県

## 2-3 申請様式及び提出部数

- (1) 認定に係る申請様式

認定に係る各申請・届出様式については、以下のとおりです。

- |               |                    |     |
|---------------|--------------------|-----|
| ① 認定申請書       | (無線局免許手続規則別表第8号の3) | 別紙1 |
| ② 変更認定申請書・届出書 | (無線局免許手続規則別表第8号の4) | 別紙2 |
| ③ 廃止届         | (無線局免許手続規則別表第8号の6) | 別紙3 |
| ④ 実施状況報告書     | (電波法施行規則別表第4号の4)   | 別紙4 |
| ⑤ 認定書         | (無線局免許手続規則別表第8号の5) | 別紙5 |

## (2) 提出部数

各申請及び届出に係る提出部数は、以下のとおりです。全ての申請等は電磁的方法で提出可能です。なお、電磁的方法による文書の送付先のメールアドレスは各総合通信局等にお問い合わせ下さい。

申請等種別	本紙	写し
認定申請	申請書 無線設備等保守規程 1通	それぞれ2通
変更認定申請	申請書 無線設備等保守規程 1通	それぞれ2通
変更届	届出書 無線設備等保守規程 1通	それぞれ2通
廃止届	届出書	
実施状況の報告	報告書 1通	2通

※電磁的方法で提出の際は、写しは不要。

### 2-4 無線設備等保守規程の変更手続き

電波法第70条の5の2第3項により、認定免許人は、認定を受けた無線設備等保守規程を変更しようとするときは、あらかじめ、総務省に変更申請を提出し、総務大臣の認定を受けなければならないとされています。ただし、電波法施行規則第40条の3により、次の軽微な事項の変更については、総務大臣の認定を受ける必要はありませんが、総務大臣に変更届を提出する必要があります。

#### [軽微な変更事項（電波法施行規則第40条の3別表第4号の3より）]

- (1) 無線局の免許の番号（登録記号に変更がない場合に限る。）

無線設備等の変更が生じない場合で、航空機の定置場の変更により、無線局を所管する総合通信局が変更となることに伴う無線局の免許番号の変更を想定したものであ

り、免許番号の変更は、点検その他の保守の内容に影響を与えるものではないため、軽微な変更事項とするものです。

- (2) 無線設備等の点検その他の保守を行う施設の名称及び所在地（移転を伴わない場合に限る。）

施設の移転がない場合で、市町村合併等により生じる住所変更を想定したものであり、住所の変更は、点検その他の保守の内容に影響を与えるものではないため、軽微な変更事項とするものです。なお、施設の名称も同様とします。

- (3) 無線設備等の点検その他の保守を行う組織の名称（名称以外の変更がない場合に限る。）

組織の名称の変更は、点検その他の保守の内容に影響を与えるものではないため、軽微な変更事項とするものです。

- (4) 無線局の基準適合性の確認間隔（第 40 条の 2 に規定する時間の間隔内の変更の場合に限る。）

本制度では、恒常的な基準適合性維持のための取り組みを行い、継続的に安全信頼性を確保するため、総務省令において基準適合性の確認間隔を定めている。安全信頼性の管理やその向上を図るための対応として、その確認間隔を総務省令で定めている確認間隔内で柔軟に対応できるようにするため、軽微な変更事項とするものです。

- (5) その他総務大臣が別に告示するもの

令和 6 年総務省告示第 62 号において以下のとおり規定されています。

- ① 最高責任者の氏名又は役職の変更

無線設備等保守規程の最高責任者の変更（その他の部門長等の変更を含む）について、責任範囲が変わらない場合であれば、人事異動等に柔軟に対応できるようにするため、軽微な変更事項とするものです。

- ② 無線設備等の点検を行う者の変更（員数が減少しない場合であって、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。次号において「法」という。）別表第一に掲げる条件（無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に従事した経験年数について無線設備等保守規程で別途定めている場合はその年数に適合したものに限る。次号において同じ。）のいずれかに適合する知識経験を有する者に変更する場合に限る。）

無線設備等の点検を行う者の変更について、一定の知識経験を有する者に変更する場合であれば、人事異動等に柔軟に対応できるようにするため、軽微な変更事項とするものです。ただし員数が減少する場合は軽微な変更事項になりません。

- ③ 無線設備等の点検及び点検結果の判定を行う者の変更（員数が減少しない場合であって、法別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者又は航空無線通信士の資格を有し、無線設備の機器の試験、調整若しくは保守の業

務に五年以上従事した経験を有する者に変更する場合に限る。)

無線設備等の点検及び点検結果の判定を行う者の変更について、一定の知識経験を有する者に変更する場合であれば、人事異動等に柔軟に対応できるようにするため、軽微な変更事項とするものです。ただし員数が減少する場合は軽微な変更事項になりません。

- ④ 無線設備等の点検を行う者及び点検結果の判定を行う者の監督の下に無線設備等の日常保守や電気的特性のデータ取得を行う者の変更（員数が減少しない場合に限る。）

無線設備等の点検を行う者及び点検結果の判定を行う者の監督の下に無線設備等の日常保守や電気的特性のデータ取得を行う者の変更について、人事異動等に柔軟に対応できるようにするため、軽微な変更事項とするものです。ただし員数が減少する場合は軽微な変更事項になりません。

なお、(1)無線局の免許番号及び(3)無線設備等の点検その他の保守を行う組織の名称の変更は、無線設備等保守規程認定書も変更が生じるため、併せて、認定書を総務大臣に提出し、訂正を受ける必要があります。

また、無線設備等保守規程の変更（軽微な事項を除く。）には、総務大臣から認定を受けるまでに時間を要することから、早めに総務省の窓口へ変更申請の相談を行う必要があります。

無線設備等保守規程を複数の航空機局に適用している場合であって、同一の無線設備等保守規程の内容で新たに航空機局の認定を受ける場合は、既存の無線設備等保守規程の変更申請は不要であり、認定申請と同時に既存の無線設備等保守規程に記載している「無線設備等の点検その他の保守を行う無線局の免許の番号及び航空機名」に新たに認定を受ける航空機名等を追加し申請するようお願いします。

## 2-5 無線設備等保守規程の廃止手続き

認定免許人は、無線設備等保守規程を廃止したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出する必要があります。

- (1) 認定の番号
- (2) 無線局の免許の番号及び航空機名
- (3) 廃止した年月日

また、認定を受けた無線局の廃止を届け出た場合、当該無線局に係る無線設備等保守規程についても、併せて廃止届を提出する必要があります。なお、無線設備等保守規程を廃止したときは、遅滞なく無線設備等保守規程認定書を返納する必要があります。

無線設備等保守規程を複数の航空機局に適用している場合であって、無線局の廃止等に伴

い無線設備等保守規程を廃止する場合は既存の無線設備等保守規程の変更申請は不要であり、廃止届出と同時に既存の無線設備等保守規程に記載している「無線設備等の点検その他の保守を行う無線局の免許の番号及び航空機名」から廃止する航空機名等を削除し届け出るようお願いいたします。

## 2-6 相続等に関する地位の承継手続き

認定免許人に相続があった場合、航空機の所有権の移転その他の理由により航空機を運航する者に変更があった場合において、無線局の免許人の地位を承継したことを届けるときは、次に掲げる事項を記載した書類にその事実を証する書面（電磁的方法で提出可能）を添えて、総務大臣又は総合通信局長に提出して行うことが必要です。

- (1) 免許人の地位を承継した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 承継に係る無線局の認定の番号、認定の年月日及び認定免許人の氏名又は名称  
相続人が2人以上ある場合において、その協議により、免許人の地位を承継すべき相続人を定めたときは、上記の書類に他の相続人が同意した事実を証する書面を添付してください。

## 2-7 無線設備等保守規程に係る申請手数料

電波法関係手数料令第19条の規定により、認定を申請する者が納めなければならない手数料は、無線局1局当たり62,900円となります。

無線設備等保守規程の申請を電磁的方法で行った場合、上記の金額による収入印紙を別途提出いただくようお願いします。紙ベースでの申請の場合は収入印紙を申請書に添付いただくようお願いします。

### 第3章 無線設備等保守規程

総務大臣は、無線設備等保守規程の認定申請があった場合において、その申請に係る無線設備等保守規程が以下のいずれの事項にも適合していると認められる場合は、認定をするものとされています。

- (1) 電波法第73条第1項の総務省令で定める時期を勘案して、総務省令で定める時期ごとに、その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確認するものであること。
- (2) その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること。

無線設備等保守規程の作成に当たっては、次項以降に掲げる記載内容に留意して作成する必要があります。

#### 3-1 無線局の免許の番号及び航空機名

対象となる航空機局の免許番号及び航空機名（登録機名）が記載されていることが必要です。

#### 3-2 施設の概要

対象となる無線設備等の点検その他の保守（点検、修理、故障探求等）を行うために必要な設備が配置されている施設の概要（配置地図を含む。）が記載されていることが必要です。なお、当該設備が複数施設にある場合には、全ての施設について同様に記載されていることが必要です。

また、設備の概要については、対象となる無線設備等の点検その他の保守（点検、修理、故障探求等）を行うために必要な設備（測定器類等）の一覧及び概要を記載することが必要です。当該設備について、点検その他の保守を行う無線設備等の規定値を確認するのに必要な機能、精度及び確度を有することを確認する方法が記載されていることが必要です。

#### 3-3 組織の概要

その組織の概要及び員数（無線設備等の点検を行う者、無線設備等の点検及び点検結果の判定を行う者、並びに点検を行う者及び点検結果の判定を行う者の監督の下に無線設備等の日常保守や電気的特性のデータ取得を行う者の別に記載されていること。）並びにその組織の最高責任者の氏名、役職名及び責任範囲が記載されていることが必要です。

なお、無線設備等の点検を行う者は以下のアに、無線設備等の点検及び点検結果の確認を

行う者は以下のイ又はウの条件に適合するものであることが必要です。

ア 電波法別表第 1 に掲げる条件のいずれかに適合すること。

イ 電波法別表第 4 に掲げる条件のいずれかに適合すること。

ウ 航空無線通信士の資格を有する者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に 5 年以上従事した経験を有すること。

### 3-4 信頼性管理の目標値又は管理値

無線設備の型式ごとに点検その他の保守を行うに当たり適切な値となっていること及びその数値について根拠が示されていることが必要です。

当該目標値又は管理値は、免許人が恒常的な無線局の基準適合性の維持を図るため、PDCA サイクルを活用した点検その他保守の実施方法を取り入れる際に、無線設備の不具合等の詳細な分析をすることを判断する上での閾値となるものであり、一般的には航空機メーカー等においては、URR（Unscheduled Removal Rate：無線設備の機体からの計画外取卸率）の過去の実績を考慮して設定されている例が多いです。

### 3-5 点検その他保守の実施方法

無線従事者の資格等の確認、備付書類等の確認、無線設備の電気的特性の点検、総合試験等の実施方法が適切に定められていること。なお、実施方法については、平成 23 年総務省告示第 279 号（登録検査等事業者等の実施方法）に規定されている内容と同等以上の内容であることが必要です。

### 3-6 点検その他の保守の間隔

電波法施行規則第 40 条の 2 に定める時期ごとに実施するものであることが必要です。

なお、基準適合性の点検間隔については、無線設備の型式毎に定めることとなります。

### 3-7 品質管理の概要

品質管理の概要については、次に掲げる条件に適合していることが必要です。

ア 無線設備等の点検その他の保守に用いられる設備等の保守管理については、その保守管理実施方法が適切に定められていること。なお、保守管理に使用する測定器については、登録検査等事業者等規則第 2 条に規定する業務実施方法書等に定める条件に適合し、

適切に管理及び較正されていること。

イ 無線設備等の点検その他の保守の能力を維持するための適切な教育訓練制度が定められていること。

ウ 無線設備等の点検その他の保守の実施に関して、記録範囲及びその内容が、登録検査等事業者等規則別表第8号（点検結果通知書）に準じて記載されていること。

エ 無線設備等の点検その他の保守の記録及び次の書類の保管方法及び保存期間が、信頼性管理を行う上で適切であること。

A 無線設備等保守規程認定書

B 無線設備等保守規程

C 無線設備等の点検その他の保守の業務に関する書類

D 無線設備等の点検その他の保守の結果及びそれらの信頼性管理に資する記録

E 無線設備等の点検その他の保守に用いる測定器等の保守、管理等の書類

F 無線設備等の点検その他の保守に用いる測定器等の較正等の記録等の書類

### 3-8 技術的情報の維持・管理の概要

無線設備等に関する技術的情報を常に最新の状態に維持するとともに、必要に応じて点検その他の保守の実施方法に反映させる仕組みを有していることが必要です。

### 3-9 信頼性管理における分析と処置対策の概要

次に掲げる条件に適合していることが必要です。

ア 電波法第70条の5の2第6項に基づく報告を行うに当たり、電波施行規則別表第4号の4に定める様式の報告書（別紙5）の7の欄に記載する情報の取得方法、管理方法及び分析方法が記載されていること。

イ 定められている実施方法による点検その他の保守が的確に実施され、かつ、当該無線局及びその無線設備の信頼性の確保及び適切な是正処置の実施がなされる仕組みが定められていること。

### 3-10 点検保守業務等の一部委託の場合

無線設備等の点検その他の保守に関して、外部委託（一部の業務について委託を行う場合

を含む。)を行う場合には、次の条件に適合していることが必要です。

- ア 委託先の選定基準が適正に定められていること。なお、委託先の選定基準には、無線設備等の点検その他の保守の能力を維持するために適切な教育訓練を実施することが含まれていること。
- イ 無線設備等の点検その他の保守の業務の一部を他の者に委託する旨、委託先及び委託内容が無線設備等保守規程に記載され、かつ、委託を行う業務に応じて、3-3（組織の概要）及び登録検査等事業者等規則第2条に規定する業務実施方法書等に準じて行われることを委託先との間で取り決める旨が記載されていること。
- ウ 再委託を行う場合は、再委託を受けた者における業務の管理方法を委託先に明示するとともに、再委託を受けた者を適切に管理することを申請者と委託先との間で取り決める旨が記載されていること。
- エ 委託先が報告する点検その他の保守の業務の結果の適正性を確認する方法並びに当該業務の結果を監査する体制及び方法が記載されていること。
- オ その他点検その他の保守の委託に関して必要な事項が記載されていること。

### 3-11 点検保守業務の実施計画

航空機局等の無線設備の型式毎に1-4（点検・間隔）で定める期間を踏まえ、当年度以降5年間における無線設備毎に次の事項について、実施計画（年度）を記載することが必要です。

- (1) 電気的特性の点検の実施計画
- (2) 総合試験の実施計画

## 第4章 実施状況等の報告

認定免許人は、毎年、前年4月1日（認定を受けた年度にあつては、当該認定を受けた日）から当年3月31日までの認定を受けた無線設備等保守規程に従って行う当該認定に係る航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況について、毎年6月末までに総務大臣に報告しなければならないとされています。

実施状況の報告様式は、電波法施行規則別表第4号の4（別紙5）によるものであり、特に以下の記載内容に留意し、作成してください。

### 4-1 無線設備の分類

実施状況の報告は、無線局の無線設備毎に電気的特性の点検の実施状況及び実施計画を作成する。なお、無線設備の分類は以下のとおりです。

- (1) HF 帯無線設備
- (2) VHF 帯無線設備
- (3) UHF 帯無線設備
- (4) ATC トランスポンダ
- (5) 機上 DME
- (6) 機上タカン
- (7) ACAS
- (8) 航空機用気象レーダー
- (9) 航空機用ドップラ・レーダー
- (10) 電波高度計
- (11) 航空機用救命無線機
- (12) 航空機用携帯無線機
- (13) 航空機地球局の無線設備

### 4-2 電気的特性の点検の実施状況及び実施計画

- (1) 航空機局の場合における無線設備の電気的特性の点検の実施状況の報告は、報告対象年度を含む過去5年度分の実施状況について、無線設備の型式毎にまとめて記載されていること

が必要です。航空機地球局の場合は、報告対象年度を含む過去 2 年度分の実施状況を記載する。なお、認定を受けた年度以前の年度の記載は不要です。

また、航空機局の場合における無線設備の電気的特性の点検の実施計画については、当年度以後 5 年度分の実施計画を無線設備の型式毎にまとめて記載されていることが必要です。また、航空機地球局の場合は、当年以後 2 年度分の実施計画が記載されていることが必要です。

なお、電気的特性の点検の実施計画は、報告対象年度の 3 月 31 日時点で保有する当該認定に係る無線設備について全て記載されていることが必要です。

- (2) 2 以上の無線局の相互間において共通に使用する装置については、代表する航空機局又は航空機地球局の航空機名（登録記号）及び免許の番号が記載されていることが必要です。
- (3) 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機について記載する場合には、備考の欄に電池の有効期限を併せて記載されていることが必要です。

#### 4-3 総合試験の実施状況及び実施計画

- (1) 航空機局の場合における総合試験の実施状況の報告は、報告対象年度を含む過去 5 年度分の実施状況について、無線設備の型式毎にまとめて記載されていることが必要です。航空機地球局の場合は、報告対象年度を含む過去 2 年度分の実施状況が記載されていることが必要です。なお、認定を受けた年度以前の年度の記載は不要です。

また、航空機局の無線設備のうち、航空機局の航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機については報告対象年度の実施状況を、ATC トランスポンダについては報告対象年度を含む過去 2 年度分の実施状況が記載されていることが必要です。

また、航空機局の場合における総合試験の点検の実施計画については、当年度以後 5 年度分の実施計画を無線設備の型式毎にまとめて記載されていることが必要です。また、航空機地球局の場合は、当年以後 5 年度分の実施計画が記載されていることが必要です。

また、航空機局の無線設備のうち、航空機局の航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機については当年度分の実施計画を、ATC トランスポンダについては当年度以降 2 年度分の実施計画が記載されていることが必要です。

なお、総合試験の実施状況は、試験実施時に当該航空機局又は航空機地球局に搭載する無線設備について全て記載されていることが必要です。

- (2) 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機について記載する場合は、備考の欄に無線設備の型式、製造番号及び個体識別コードを併せて記載されていることが必要です。

#### 4-4 点検その他の保守の実施結果に基づく不具合状況

- (1) 報告対象年度を含む過去 5 年度分を無線設備の型式ごとにまとめて記載されていることが必要です。ただし、認定を受けた年度以前の記載は要しません。
- (2) 不具合件数の欄は、通信不能又は他の通信に影響を及ぼす事象に繋がった不具合及び使用を継続した場合に通信不能や他の通信に影響を及ぼす事象に繋がる可能性があった不具合の件数の合計が記載されていることが必要です。
- (3) 備考の欄は、無線設備等保守規程に記載した信頼性管理の目標値又は管理値に対する結果が記載されていることが必要です。

#### 4-5 信頼性管理における分析と処置対策の実施状況

航空機局等に関する点検その他の保守の実施結果に基づく不具合のうち、報告対象年度に発生したものに係る無線設備名、型式又は名称、製造番号、製造年月、不具合の内容、電波の質に係る不具合の重要度（※）、現象の内容及び処置状況が記載されていることが必要です。また、詳細な原因が判明した場合及び信頼性の確保のために適切な対策を実施した場合には、その原因及び対策の内容が記載されていることが必要です。

（※）レベル 1（通信不能又は他の通信に影響を及ぼす事象に繋がった不具合）

レベル 2（使用を継続した場合に通信不能や他の通信に影響を及ぼす事象に繋がる可能性があった不具合）

## ○ FAQ（よくある質問）

Q1 既に無線設備等保守規程の認定を受けている場合、新たな航空機局を開設して当該規程に基づき、点検保守を実施する場合、改めて認定を受ける必要がありますか。

A1 無線設備等保守規程の認定は、航空機局の無線局毎に認定されるものであることから、新たに航空機局を開設し、当該規程に基づき、点検保守を行う場合、当該航空機局の無線設備等保守規程の認定を受ける必要があります。

Q2 新たな航空機局の開設申請と同時に無線設備等保守規程の認定を申請することは可能ですか。

A2 無線設備等保守規程の認定は、免許を受けた航空機局に対して認定を受けることができるものであることから、同時に申請することはできません。航空機局の免許を受けた後、当該航空機局について無線設備等保守規程の認定申請を行うこととなります。

Q3 航空機局等の無線設備の点検保守等の業務を全て外部に委託する場合、無線設備等保守規程の認定を受けることは可能ですか。

A3 無線設備等保守規程の認定制度においては、免許人が航空機局等の無線設備について、日常の点検保守業務を自らチェックし、その不具合状況があった場合に適切な対処を行うことにより、無線設備の恒常的な信頼性を確保することを目的とした制度です。

したがって、点検保守業務等を外部に委託することは可能ですが、外部に委託する場合には、免許人が日常の点検保守業務を確認し、必要な措置が取れる体制が整備されている必要があります。

具体的には、免許人において外部委託先の選定基準や監査体制を整えるとともに、外部委託先が適正に点検保守業務等を実施できる実施方法等（信頼性管理値や実施体制を含む。）について、無線設備等保守規程の中で、明確にすることが重要となります。

## 参考資料

### 1 電波法関係規定（認定制度関係部分）

#### (1) 電波法（抜粋）

（無線設備等保守規程の認定等）

**第七十条の五の二** 航空機局等（航空機局又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の免許人は、総務省令で定めるところにより、当該航空機局等に係る無線局の基準適合性（無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格（第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数が第三十九条及び第四十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反していないことをいう。次項において同じ。）を確保するための無線設備等の点検その他の保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る無線設備等保守規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 第七十三条第一項の総務省令で定める時期を勘案して総務省令で定める時期ごとに、その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確認するものであること。

二 その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること。

3 第一項の認定を受けた免許人（以下この条において「認定免許人」という。）は、当該認定を受けた無線設備等保守規程を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第二項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

5 認定免許人は、第三項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

6 認定免許人は、毎年、総務省令で定めるところにより、第一項の認定を受けた無線設備等保守規程（第三項の変更の認定又は前項の変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に従つて行う当該認定に係る航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況について総務大臣に報告しなければならない。

7 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認定を取り消すことができる。

一 第一項の認定を受けた無線設備等保守規程が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

二 認定免許人が第一項の認定を受けた無線設備等保守規程に従つて当該認定に係る航空機局等の無線設備等の点検その他の保守を行つていないと認めるとき。

三 認定免許人が不正な手段により第一項の認定又は第三項の変更の認定を受けたとき。

8 総務大臣は、前項（第一号を除く。）の規定により第一項の認定の取消しをしたときは、

当該認定免許人であつた者が受けている他の無線設備等保守規程の同項の認定を取り消すことができる。

9 第二十条第一項、第七項及び第九項の規定は、認定免許人について準用する。この場合において、同条第七項中「船舶局若しくは船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶」とあるのは「第七十条の五の二第一項の認定に係る同項に規定する航空機局等のある航空機」と、「船舶の」とあるのは「航空機の」と、「船舶を」とあるのは「航空機を」と、同条第九項中「前二項」とあるのは「第七項」と読み替えるものとする。

10 認定免許人が開設している第一項の認定に係る航空機局等については、第七十三条第一項の規定は、適用しない。

## (2) 電波法施行規則（抜粋）

（航空機局等に係る無線局の基準適合性の確認間隔）

**第四十条の二** 法第七十条の五の二第二項第一号の総務省令で定める時期は、次の各号に掲げる無線局の種別に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

### 一 航空機局

ア 無線従事者の資格及び員数	一年
イ 法第六十条に規定する時計及び備付書類	一年
ウ 無線設備	
(ア) 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合	一年
(イ) 電気的特性の点検	五年
(ウ) 総合試験	
A ATCトランスポンダ	二年
B 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機（個体識別コードの確認に限る。）	一年
C その他	五年
二 航空機地球局	二年

（軽微な変更）

**第四十条の三** 法第七十条の五の二第三項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、別表第四号の三のとおりとする。

（無線設備等の点検その他の保守の実施状況の報告）

**第四十条の四** 法第七十条の五の二第六項の規定による報告は、前年四月一日（法第七十条の五の二第一項の認定を受けた年度にあつては、当該認定を受けた日）から当年三月三十一日までの点検その他の保守の実施状況について、毎年六月末日までに、別表第四号の四の様式による報告書一通及びその写し二通を総務大臣に提出して行うものとする

**別表第四号の三 変更認定を要しない軽微な変更事項（第四十条の三関係）**

- 一 無線局の免許の番号（登録記号に変更がない場合に限る。）
- 二 無線設備等の点検その他の保守を行う施設の名称及び所在地（移転を伴わない場合に限る。）
- 三 無線設備等の点検その他の保守を行う組織の名称（名称以外の変更がない場合に限る。）
- 四 無線局の基準適合性の確認間隔（第四十条の二に規定する時期の間隔内での変更の場合に限る。）
- 五 その他総務大臣が別に告示するもの

**(3) 無線局免許手続規則（抜粋）**

**第五章の二 無線設備等保守規程の認定の手続**

（無線設備等保守規程の認定の申請）

**第二十五条の二十六** 法第七十条の五の二第一項の認定を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した無線設備等保守規程一通及びそれぞれの写し二通を添えて、総務大臣に提出して行うものとする。

- 一 無線設備等の点検その他の保守を行う無線局の免許の番号及び航空機名
- 二 無線設備等の点検その他の保守を行う施設の概要
- 三 無線設備等の点検その他の保守を行う組織の概要
- 四 無線設備等の点検その他の保守の信頼性管理の目標値又は管理値
- 五 無線設備等の点検その他の保守の実施方法
- 六 無線設備等の点検その他の保守の間隔
- 七 無線設備等の点検その他の保守に関する品質管理の概要
- 八 無線設備等の点検その他の保守に関する技術的情報の維持・管理の概要
- 九 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の概要

2 前項の申請書の様式は、別表第八号の三のとおりとする。

（無線設備等保守規程の変更の認定の申請）

**第二十五条の二十七** 法第七十条の五の二第三項の変更の認定を受けようとするときは、申請書に前条第一項に掲げる事項を記載した無線設備等保守規程一通及びそれぞれの写し二通を添えて、総務大臣に提出して行うものとする。

2 前項の申請書の様式は、別表第八号の四のとおりとする。

（無線設備等保守規程の変更の届出）

**第二十五条の二十八** 法第七十条の五の二第五項の変更の届出は、届出書に第二十五条の二十六第一項に掲げる事項を記載した無線設備等保守規程一通及びそれぞれの写し二通を添えて、総務大臣に提出して行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別表第八号の四のとおりとする。

(無線設備等保守規程認定書の交付)

**第二十五条の二十九** 法第七十条の五の二第二項の規定により無線設備等保守規程の認定をしたときは、別表第八号の五の様式の無線設備等保守規程認定書を交付する。

2 認定免許人は、前項の無線設備等保守規程認定書に変更を生じたときは、その無線設備等保守規程認定書を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

(無線設備等保守規程の認定等の拒否の通知)

**第二十五条の三十** 法第七十条の五の二第一項の認定の申請を審査した結果により認定を拒否したときは、申請者に対しその旨及び理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、第二十五条の二十七の規定に基づく変更の認定の申請に準用する。

(無線設備等保守規程の廃止の届出)

**第二十五条の三十一** 法第七十条の五の二第三項に規定する認定免許人(以下「認定免許人」という。)は、その無線設備等保守規程を廃止したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 認定免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号

二 認定の番号

三 無線局の免許の番号及び航空機名

四 廃止した年月日

2 前項の届出書の様式は、別表第八号の六のとおりとする。

**第二十五条の三十二** 法第二十二条の規定に基づき無線局の廃止を届け出た認定免許人は、当該無線局に係る無線設備等保守規程について、前条に規定する廃止の届出を行わなければならない。

**第二十五条の三十三** 認定免許人は、無線設備等保守規程を廃止したとき又は認定の取消しを受けたときは、遅滞なく無線設備等保守規程認定書を返さなければならない。

(相続等に関する規定の準用)

**第二十五条の三十四** 第二十条の二(第四項を除く。)の規定は、認定免許人の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定の番号、認定の年月日及び認定免許人の氏名又は名称」と読み替えるものとする。

**(4) 令和6年総務省告示第62号(無線設備等保守規程の変更認定を要しない軽微な変更事項)**

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)別表第四号の三第五号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する変更認定を要しない軽微な変更は、無線設備等の点検その他の保守を行う組織の概要の変更のうち次に掲げるものとする。

- 一 最高責任者の氏名又は役職の変更
- 二 無線設備等の点検を行う者の変更(員数が減少しない場合であって、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号。次号において「法」という。)別表第一に掲げる条件(無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に従事した経験年数について無線設備等保守規程で別途定めている場合はその年数に適合したものに限る。次号において同じ。)のいずれかに適合する知識経験を有する者に変更する場合に限る。)
- 三 無線設備等の点検及び点検結果の判定を行う者の変更(員数が減少しない場合であって、法別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者又は航空無線通信士の資格を有し、無線設備の機器の試験、調整若しくは保守の業務に五年以上従事した経験を有する者に変更する場合に限る。)
- 四 無線設備等の点検を行う者及び点検結果の判定を行う者の監督の下に無線設備等の日常保守や電氣的特性のデータ取得を行う者の変更(員数が減少しない場合に限る。)

## 2 申請・届出等様式

- |   |       |
|---|-------|
| (1) 無線設備等保守規程認定申請書<br>(無線局免許手続規則 別表第8号の3)             | 【別紙1】 |
| (2) 無線設備等保守規程の変更認定申請書(届出書)<br>(無線局免許手続規則 別表第8号の4)     | 【別紙2】 |
| (3) 無線設備等保守規程廃止届出書<br>(無線局免許手続規則 別表第8号の6)             | 【別紙3】 |
| (4) 航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況報告書<br>(電波法施行規則 別表第4号の4) | 【別紙4】 |
| (5) 無線設備等保守規程認定書<br>(無線局免許手続規則 別表第8号の5)               | 【別紙5】 |

無線設備等保守規程認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

収入印紙貼付欄  
(注1)

電波法第 70 条の 5 の 2 第 1 項の規定により、無線設備等保守規程の認定を受けたいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請者 (注2)

住 所	都道府県一市町村コード [
	〒 (      -      )
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 認定を希望する無線局に関する事項 (注3)

① 無線局の種別及び局数	
② 無線局の免許番号	
③ 航空機名 (登録記号)	
④ 備考	

3 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 収入印紙については、次によること。

- (1) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。
- (2) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局を一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。
- (2) ②の欄は、認定を希望する無線局の免許の番号を記載すること。
- (3) ③の欄は、認定を希望する無線局を設置する航空機の登録記号を記載すること。
- (4) ④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- (5) ①から④までの欄は、それぞれの欄の内容を無線局ごとに対応させて記載すること。

4 申請者が既に他の無線設備等保守規程の認定を受けている場合であつて、当該認定の内容と当該申請に係る無線設備等保守規程の内容に同一の事項があるときは、2④の欄にその旨及び当該認定の認定の番号を記載すること。

5 申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

## 無線設備等保守規程の変更認定申請書（届出書）

年 月 日

総務大臣 殿

- 電波法第 70 条の 5 の 2 第 3 項の規定により、無線設備等保守規程を変更したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- 電波法第 70 条の 5 の 2 第 5 項の規定により、無線設備等保守規程を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

(注 1)

記

## 1 申請者（注 2）

住 所	都道府県—市町村コード [
	〒 (      —      )
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
法人番号	

## 2 変更の対象となる無線設備等保守規程に関する事項（注 3）

① 無線局の種別及び局数	
② 認定の番号	
③ 無線局の免許の番号	
④ 航空機名（登録記号）	
⑤ 備考	

## 3 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	

注1 該当する手続の□にレ印を付けること。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本産業規格 J I S X 0401 及び X 0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請（届出）者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局を一括して申請（届出）を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。
- (2) ②の欄は、現に認定を受けている無線設備等保守規程の認定の番号を記載すること。
- (3) ③の欄は、現に認定を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- (4) ④の欄は、現に認定を受けている無線局を設置する航空機の登録記号を記載すること。
- (5) ⑤の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- (6) ①から⑤までの欄は、それぞれの欄の内容を無線局ごとに対応させて記載すること。

4 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

5 申請（届出）書の用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

## 無線設備等保守規程廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

無線局免許手続規則第 25 条の 31 第 1 項の規定により、無線設備等保守規程を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

## 記

## 1 届出者（注 1）

住 所	都道府県—市町村コード [
	〒 (      —      )
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
法人番号	

## 2 無線設備等保守規程の廃止に係る事項（注 2）

① 無線局の種別及び局数	
② 認定の番号	
③ 無線局の免許の番号	
④ 航空機名（登録記号）	
⑤ 廃止した年月日	
⑥ 備考	

## 3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	

注1 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本産業規格 J I S X 0401 及び X 0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

2 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局を一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。
  - (2) ②の欄は、認定を受けていた無線設備等保守規程の認定の番号を記載すること。
  - (3) ③の欄は、認定を受けていた無線局の免許の番号を記載すること。
  - (4) ④の欄は、認定を受けていた無線局を設置する航空機の登録記号を記載すること。
  - (5) ⑤の欄は、無線設備等保守規程を廃止した年月日を記載すること。
  - (6) ⑥の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
  - (7) ①から⑥までの欄は、それぞれの欄の内容を無線局ごとに対応させて記載すること。
- 3 届出書の用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

## 航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

認定免許人（注1）

都道府県一市町村コード

郵便番号

住所

氏名又は名称

法人番号

代表者氏名

認定の番号（注2）

電波法第70条の5の2第6項の規定により、 年 月 日から 年3月31日まで  
（ 年度）の航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況について、下記のとおり  
報告します。

## 記

## 1 無線従事者の資格及び員数の確認の実施状況

免許の番号	航空機名（登録記号）	実施日	確認者	備考

## 2 時計及び備付書類の確認の実施状況

免許の番号	航空機名（登録記号）	実施日	確認者	備考

## 3 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容及び実装との照合の実施状況

免許の番号	航空機名（登録記号）	実施日	確認者	備考

4 電気的特性の点検の実施状況及び実施計画

免許の 番号	航空機名 (登録記号)	無線 設備名	型式又は 名称	製造番号	実施日	実施計画 (年度)	確認者	備考

5 総合試験の実施状況及び実施計画

免許の番号	航空機名 (登録記号)	実施日	実施計画 (年度)	確認者	備考

6 航空機局等に関する点検その他の保守の実施結果に基づく不具合状況

無線設備名	型式又は 名称	実施年度	年間飛行 時間	不具合件数	目標値又は 管理値	備考

7 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の実施状況

注 1 認定免許人の欄の記載は、次によること。

- (1) 日本産業規格 J I S X0401 及び X0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（認定免許人が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
  - (2) 認定免許人が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住지를記載すること。
  - (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、認定免許人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
  - (4) 代理人による報告の場合は、認定免許人に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
  - (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は、法人番号の欄への記載を要しない。
- 2 同一の認定免許人が複数の認定について併せて報告する場合は、当該認定の番号を全て記載すること。
- 3 1 から 6 までの欄の備考の欄については、各項目において参考となる事項を記載すること。
- 4 4 から 6 までの欄に記載する無線設備は以下のものとする。
- (1) H F 帯無線設備
  - (2) V H F 帯無線設備
  - (3) U H F 帯無線設備
  - (4) A T C トランスポンダ
  - (5) 機上 D M E
  - (6) 機上タカン
  - (7) A C A S
  - (8) 航空機用気象レーダー
  - (9) 航空機用ドップラ・レーダー
  - (10) 電波高度計
  - (11) 航空機用救命無線機
  - (12) 航空機用携帯無線機
  - (13) 航空機地球局の無線設備
- 5 4 の欄は、次によること。

- (1) 航空機局の場合は報告対象年度を含む過去5年度分の実施状況及び当年度以後5年度分の実施計画を、航空機地球局の場合は報告対象年度を含む過去2年度分の実施状況及び当年度以後2年度分の実施計画を無線設備の型式ごとにまとめて記載すること。ただし、認定を受けた年度以前の年度の記載は要しない。なお、電気的特性の点検の実施計画は、報告対象年度の3月31日時点で保有する当該認定に係る無線設備について全て記載すること。
  - (2) 二以上の無線局の相互間において共通に使用する装置については、代表する航空機局又は航空機地球局の航空機名（登録記号）及び免許の番号を記載すること。
  - (3) 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機について記載する場合には、備考の欄に電池の有効期限を併せて記載すること。
- 6 5の欄は、次によること。
- (1) 航空機局の場合は報告対象年度を含む過去5年度分の実施状況及び当年度以後5年度分の実施計画を、航空機地球局の場合は報告対象年度を含む過去2年度分の実施状況及び当年度以後2年度分の実施計画を無線設備の型式ごとにまとめて記載すること。ただし、航空機局の航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機については報告対象年度の実施状況及び当年度分の実施計画を、航空機局のATCトランスポンダについては報告対象年度を含む過去2年度分の実施状況及び当年度以後2年度分の実施計画を記載すること。なお、総合試験の実施状況は、試験実施時に当該航空機局又は航空機地球局に搭載する無線設備について全て記載すること。
  - (2) 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機について記載する場合は、備考の欄に無線設備の型式、製造番号及び個体識別コードを併せて記載すること。
- 7 6の欄は、次によること。
- (1) 報告対象年度を含む過去5年度分を無線設備の型式ごとにまとめて記載すること。ただし、認定を受けた年度以前の記載は要しない。
  - (2) 不具合件数の欄は、通信不能又は他の通信に影響を及ぼす事象につながった不具合及び使用を継続した場合に通信不能や他の通信に影響を及ぼす事象につながる可能性があった不具合の件数の合計を記載すること。
  - (3) 備考の欄は、無線設備等保守規程に記載した信頼性管理の目標値又は管理値に対する結果を記載すること。
- 8 7の欄は、6の欄で報告する不具合のうち報告対象年度に発生したものに係る無線設備名、型式又は名称、製造番号、製造年月、不具合の内容、電波の質に係る不具合の重要度（レベル1（通信不能又は他の通信に影響を及ぼす事象につながった不具合）及びレベル2（使用を継続した場合に通信不能や他の通信に影響を及ぼす事象につながる可能性があった不具合）の別）、現象の内容及び処置状況を記載すること。また、詳細な原因が判明した場合及び信頼性の確保のために適切な対策を実施した場合には、その原因及び対策の内容を記載すること。
- 9 報告書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

## 無線設備等保守規程認定書

認定の番号	
認定免許人の 氏名又は名称	
認定免許人の住所	
認定の年月日	
無線局の免許の番号	
航空機名（登録記号）	
備 考	

年 月 日

総務大臣 印